|  |
| --- |
| 【山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業における生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）】この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。 |

山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業

生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）運営規程

（事業の目的）

第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業における生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、支援の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）を提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めるものとする。

４　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　前４項のほか、山陽小野田市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則及び山陽小野田市生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○○○

（２）所在地　山陽小野田市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）従業者　○名

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従業者は、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）のサービスの内容）

第７条　事業所で行う生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の内容は、生活支援（身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の支援であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。）とする。

（利用料等）

第８条　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）を提供した場合の利用料の額は、１回あたり、介護保険サービスの利用者負担割合が１割負担世帯の者は、３０分以上１時間までが１００円、３０分未満を６３円、介護保険サービスの利用者負担割合が２割負担世帯の者は、３０分以上１時間までが２００円、３０分未満を１２６円、介護保険サービスの利用者負担割合が３割負担世帯の者は、３０分以上１時間までが３００円、３０分未満を１８９円とし、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

２　前項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料について記載した領収書を交付する。

３　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、山陽小野田市とする。

（衛生管理等）

第１０条　従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるよう努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　従業者は、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１２条　生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）に関し、介護保険法第２３条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるよう努めるものとする。

（１）利用者の人権の擁護、虐待の防止のための従業員に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

第１５条　勤務体制の確保等

　本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第１６条　記録の整備等

事業所は、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）に関する諸記録等を整備し、そのサービス提供をした日から最低５年間は保存するものとする。

２　事業所は、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）に関し、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことできるものとする。

３　事業所は、生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）に関し、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、当該書面に係る電磁的方法により行うことできるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業所は、従業者の資質向上に努めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第１８条　事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、次に掲げる事項を山陽小野田市へ届け出なければならない。

（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

（２）廃止し、又は休止しようとする理由

（３）現に生活維持型Ⅱ（訪問型サービスＡ）を受けている者に対する措置

（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、　○年○月○日から施行する。